

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案	現 行
目次 第一章～第三章の二（略） 第四章 中間連結株主資本等変動計算書 第一節～第四節（略） 第五節 非支配株主持分（第七十七条） 第六節・第七節（略） 第五章～第七章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 一～八（略） 九 非支配株主持分 連結子会社の資本のうち中間連結財務諸表提出会社の持分に帰属しない部分をいう。 十～四十二（略） （連結の範囲等に関する記載） 第十条（略） 一～三（略） 四 会計方針に関する事項 2～4（略） 5 第一項第四号に掲げる会計方針に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～九（略）	目次 第一章～第三章の二（略） 第四章 中間連結株主資本等変動計算書 第一節～第四節（略） 第五節 少数株主持分（第七十七条） 第六節・第七節（略） 第五章～第七章（略） 附則 （定義） 第二条（略） 一～八（略） 九 少数株主持分 連結子会社の資本のうち中間連結財務諸表提出会社の持分に属しない部分をいう。 十～四十二（略） （連結の範囲等に関する記載） 第十条（略） 一～三（略） 四 会計処理基準に関する事項 2～4（略） 5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～九（略）

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十二号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条の六 連結財務諸表規則第十五条の十四の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「連結会計年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。

(非支配株主持分の表示)

第四十五条の四 非支配株主持分は、非支配株主持分の科目をもって掲記しなければならない。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

(取得による企業結合が行われた場合の注記)

第十七条の四 連結財務諸表規則第十五条の十二の規定は、他の企業又は企業を構成する事業の取得による企業結合が行われた場合について準用する。この場合において、同条第一項(第十号を除く。)、第二項及び第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同条第一項第二号中「連結財務諸表」とあるのは「中間連結財務諸表」と、同項第十号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第十一号及び第三項第一号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(共通支配下の取引等の注記)

第十七条の六 財務諸表等規則第八条の二十(第三項を除く。)の規定は、共通支配下の取引等について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは、「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

(純資産の分類)

第四十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならない。

(少数株主持分の表示)

第四十五条の四 少数株主持分は、少数株主持分の科目をもって掲記しなければならない。

(中間純利益又は中間純損失)

第六十四条 (略)

2	(略)
3	税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。
4	中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、中間純利益金額又は中間純損失金額の次に記載しなければならない。
5	中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額として記載しなければならない。
6	(略)
(中間連結包括利益計算書の区分表示)	
第七十条の四	中間連結包括利益計算書は、中間純利益又は中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。
(中間包括利益)	
第七十条の六	中間純利益金額又は中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。
2	前項に規定する中間包括利益金額については、中間連結財務諸表提出会社の株主に係る金額及び非支配株主に係る金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

2	(略)
3	税金等調整前中間純利益金額又は税金等調整前中間純損失金額に第一項各号に掲げる項目の金額を加減した金額は、少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額として記載しなければならない。
4	税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって、少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額の次に記載しなければならない。
5	少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額に税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額を加減した金額は、中間純利益金額又は中間純損失金額として記載しなければならない。
6	(略)
(中間連結包括利益計算書の区分表示)	
第七十条の四	中間連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失、その他の包括利益及び中間包括利益に分類して記載しなければならない。
(中間包括利益)	
第七十条の六	少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額にその他の包括利益の項目の金額を加減した金額は、中間包括利益金額として記載しなければならない。
2	前項に規定する中間包括利益金額については、中間連結財務諸表提出会社の株主に属する金額及び少数株主に属する金額に区分し、その区分ごとの金額を中間連結包括利益計算書の末尾に記載しなければならない。

(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示) 第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならぬ。 2 (略)	(中間連結株主資本等変動計算書の区分表示) 第七十二条 中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び少数株主持分に分類して記載しなければならぬ。 2 (略)
第七十三条 (略) 2・3 (略) 4 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。	第七十三条 (略) 2・3 (略) 4 中間純利益金額又は中間純損失金額は、利益剰余金の変動事由として表示しなければならない。
第五節 非支配株主持分 第七十七条 非支配株主持分は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2 非支配株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。	第五節 少数株主持分 第七十七条 少数株主持分は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。 2 少数株主持分の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案			現 行		
様式第四号 【中間連結貸借対照表】			様式第四号 【中間連結貸借対照表】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (平成 年 月 日)		前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (平成 年 月 日)
(略)			(略)		
純資産の部			純資産の部		
株主資本			株主資本		
(略)			(略)		
その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定	×××	×××
退職給付に係る調整累計額	×××	×××	退職給付に係る調整累計額	×××	×××
.....	×××	×××		×××	×××
その他の包括利益累計額合計	×××	×××	その他の包括利益累計額合計	×××	×××
新株予約権	×××	×××	新株予約権	×××	×××
<u>非支配株主持分</u>	×××	×××	<u>少数株主持分</u>	×××	×××
純資産合計	×××	×××	純資産合計	×××	×××
負債純資産合計	×××	×××	負債純資産合計	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案	現 行
様式第五号 【中間連結損益計算書】 (単位： 円)	様式第五号 【中間連結損益計算書】 (単位： 円)
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日) 当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略)	(略)
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額	法人税等調整額
法人税等合計	法人税等合計
中間純利益（又は中間純損失）	少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）
	少数株主利益（又は少数株主損失）
非支配株主に帰属する中間純利益（又は非支配株主に帰属する中間純損失）	
親会社株主に帰属する中間純利益（又は親会社株主に帰属する中間純損失）	中間純利益（又は中間純損失）
(記載上の注意) (略)	(記載上の注意) (略)

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案		現 行	
様式第五の二号 【中間連結包括利益計算書】 (単位： 円)		様式第五の二号 【中間連結包括利益計算書】 (単位： 円)	
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××	×××
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××
退職給付に係る調整額	×××	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××	×××
中間包括利益	×××	×××	×××
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××
非支配株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××
(記載上の注意)			
(略)			

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

様式第六号													
【中間連結株主資本等変動計算書】													
前中間連結会計期間（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）													
(単位： 円)													
	株主資本					その他の包括利益累計額							新株予 約権
	資本金	資本剰 余金	利益剰 余金	自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	為替換 算調整 勘定	退職給 付に係 る調整 累計額	その他 の包括 利益累 計額合 計	非支配 株主持 分	純資産 合計
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額													
新株の発行	×××	×××			×××								×××
剰余金の配当			△×××		△×××								△×××
親会社株主に帰属する 中間純利益			×××		×××								×××
自己株式の処分				×××	×××								×××
・・・・・・・・													×××
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
様式第六号													
【中間連結株主資本等変動計算書】													
前中間連結会計期間（自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日）													
(単位： 円)													
	株主資本					その他の包括利益累計額							新株予 約権
	資本金	資本剰 余金	利益剰 余金	自己株式	株主資 本合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延ヘ ッジ損 益	土地再 評価差 額金	為替換 算調整 勘定	退職給 付に係 る調整 累計額	その他 の包括 利益累 計額合 計	少数株 主持分	純資産 合計
当期首残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額													
新株の発行	×××	×××			×××								×××
剰余金の配当			△×××		△×××								△×××
中間純利益			×××		×××								×××
自己株式の処分				×××	×××								×××
・・・・・・・・													×××
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当中間期変動額合計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期末残高	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

貸 正 表

現 行

当中間連結会計期間（自 平成 年 月 日至平成 年 月 日）

(単位: 円)

[illegible]

(記載上の注意)

1 ~ 4 (略)

5. 過及適用及び修正再表示（以下「過及適用等」という。）を行った場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び過及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

6. 会計基準等に規定されている過渡措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

7. 連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

当中間連結会計期間（自 平成 年 月 日至平成 年 月 日）

(単位：円)

[illegible]

(記載上の注意)

1 ~ 4 (略)

(新設)

(新設)

5. 連結会社が営む営業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案			現 行		
様式第七号			様式第七号		
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】			【中間連結キャッシュ・フロー計算書】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略)			(略)		
財務活動によるキャッシュ・フロー			財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××	短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××	短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××	長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××	社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××	社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××	株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××	自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××	配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××	少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会			(新設)		
社株式の取得による支出	△×××	△×××			
連結の範囲の変更を伴わない子会			(新設)		
社株式の売却による収入	×××	×××			
.....	×××	×××		×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××	現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第114号）

改 正 案			現 行		
様式第八号 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】			様式第八号 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】		
(単位： 円)			(単位： 円)		
前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略)			(略)		
財務活動によるキャッシュ・フロー			財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	×××	×××	短期借入れによる収入	×××	×××
短期借入金の返済による支出	△×××	△×××	短期借入金の返済による支出	△×××	△×××
長期借入れによる収入	×××	×××	長期借入れによる収入	×××	×××
長期借入金の返済による支出	△×××	△×××	長期借入金の返済による支出	△×××	△×××
社債の発行による収入	×××	×××	社債の発行による収入	×××	×××
社債の償還による支出	△×××	△×××	社債の償還による支出	△×××	△×××
株式の発行による収入	×××	×××	株式の発行による収入	×××	×××
自己株式の取得による支出	△×××	△×××	自己株式の取得による支出	△×××	△×××
配当金の支払額	△×××	△×××	配当金の支払額	△×××	△×××
非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××	少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会			(新設)		
社株式の取得による支出	△×××	△×××			
連結の範囲の変更を伴わない子会			(新設)		
社株式の売却による収入	×××	×××			
.....	×××	×××		×××	×××
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××	財務活動によるキャッシュ・フロー	×××	×××
現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××	現金及び現金同等物に係る換算差額	×××	×××
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××	現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	×××	×××
現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××	現金及び現金同等物の期首残高	×××	×××
現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××	現金及び現金同等物の中間期末残高	×××	×××
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		